



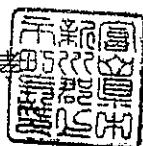
上市町告示第92号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり変更し、及び廃止したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年12月17日

上市町長 中川 行孝



1. 小字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の小字の区域を廃止する区域			
	大字名	小字名	地	番
上市町	法音寺	藤田	1、2、17-1、17-6、17-7、18-1、19-1 19-4	
		明徳	7-1、8-1、8-3から8-5まで、16-1 16-4から16-7まで、17-1から17-4まで 18から20まで、21-1、21-2	
	横法音寺	石田	20-1、21-1、21-2、22	
		沢田	1、2-1から2-4、3	
	大坪	正西	41-1から41-3まで、42-2から42-4まで、42-6 43-1、43-2、43-4から43-7まで、44、45 46-1、46-2、47-2、47-3、48-1、48-2 49-2、49-3	
		出戸	16-1、16-2、17-1、17-2、18から21まで 23から26まで、31-1、31-4、32-1、33-1 34から36まで、37-1、37-2、38から42まで、43-1 43-2、44、45-1、45-2、46から56まで 57-2から57-5まで、58-3、58-4、74、75-2 77、78-1、78-2、79-1	
	三日市	横市	19、20、21-1、21-4、21-5 23-1から23-4まで、24から31まで、32-1、32-2 33-2、33-3	

上記の区域内にある町有地を含む。

2. 大字の区域の変更及び小字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、及び小字の区域を廃止する区域で、大字を「大坪」とするもの			
	大字名	小字名	地	番
上市町	湯上野	大玉屋	9から11、12-1、13-1から13-6まで	
	横法音寺	沢田	19-1、19-2、20	

上記の区域内にある町有地を含む。